

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までにしてください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
7/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
9	土	篠原、明見
11	月	下啗内、物部、久枝(開田)
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
16	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
23	土	十市(北部)、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
28	木	久礼田、植田
8/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

*黒い袋、肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
7月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
7月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(バィス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
7月6日・20日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
7月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
7月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バィス北)、岩村、下啗内
7月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
7/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下啗内、物部、久枝(開田)
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
8/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
7月4日・18日 (第1・3月曜日)	天行寺
7月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
7月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(バィス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
7月2日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
7月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
7月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バィス北)、岩村、下啗内
7月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺

『南国人物伝』刊行

このたび、市制50周年を記念して、『南国人物伝』を発刊しました。南国市の歴史をつくり上げてきた南国市出身、あるいは南国市と関わりの深い人物の足跡や業績を分かりやすくまとめています。

私たちの身近な地域にいた素晴らしい先人たちが何を願い、何を目指しながら汗を流し努力してきたのかを感じ取ってもらえる内容となっています。

- 掲載人物数/76人物
- サイズ/B5サイズ
- 規格/150ページ、フルカラー
- 販売窓口/生涯学習課・市立図書館
- 販売価格/一冊1,500円

※お問い合わせは
生涯学習課文化スポーツ係
(☎880・6569) まで



絹本著色長宗我部元親像(秦神社所蔵)



電気工学・テレビジョン開発の権威者
山本 忠興
やまもと ただおき (1881～1951)

市民からのお便り

巻末の『ハイちつくとごめん』楽しみにしています。南国市には意外と沢山、外国の方が住まわれているのですね!!

知って得する国民年金

国民年金保険料が納められない
そんな時は免除制度があります

■申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付(一部免除)」制度があります。

【一部納付(一部免除)制度】

- ▶4分の3納付(保険料額11,270円)
- ▶2分の1納付(保険料額7,510円)
- ▶4分の1納付(保険料額3,760円)

■若年者納付猶予制度

若年層(30歳未満)の方は、本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請すれば、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度があります。

■申請および承認期間

免除などのサイクル(始期と終期)は7月から翌年6月までです。引き続き申請をする場合は、できる限り7月中に申請してください。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

■退職(失業)による特例免除

特例免除は、申請する年度または前年度におい

て退職(失業)の事実がある場合に対象となります。申請には、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得がある時は、保険料免除が認められない場合があります。

■承認を受けた期間は・・・

免除を受けた期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した金額と比較した場合、下表のとおり年金額に算入されます。ただし、若年者納付猶予は年金額には反映されません。

また、全額免除や若年者納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます〔一部納付(一部免除)は、一部の保険料を2年以内に納付しないと未納になります〕。

なお、10年以内であれば追納することができます。

3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

年 金 額	
保険料全額納付	全 額
4分の3納付	8 分 の 7
2分の1納付	8 分 の 6
4分の1納付	8分の5
全額免除	2分の1
若年者納付猶予	年金額には反映されません
未納	年金額には反映されません 受給資格にも算入されません

年金受給資格期間に算入

※お問い合わせは、
市民課年金係 (☎880-6555)
南国年金事務所 (☎864-1111) まで